

医薬品販売業許可更新申請書

許可番号及び年月日	第 号 年 月 日			
店舗の名称	()			
店舗の所在地				
変更内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">事項</td> <td style="width: 40%;">変更前</td> <td style="width: 50%;">変更後</td> </tr> </table>	事項	変更前	変更後
事項	変更前	変更後		
申請者の欠格条項 (法人にあっては、その業務を行う役員及び令第50条に規定する者を含む。)	(1) 法第75条第1項の規定により許可を取り消されたこと。			
	(2) 禁錮以上の刑に処せられたこと。			
	(3) 薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。			
	(4) 後見開始の審判を受けていること。			
備考				

一般販売業（卸売一般販売業を除く）
 上記により、卸売一般販売業 の許可の更新を申請します。
 薬種商販売業
 特例販売業（歯科・酸素等・その他）
 配置販売業

平成 年 月 日

住 所
 [法人にあっては、主たる
 事務所の所在地]

氏 名
 [法人にあっては、名称
 及び代表者氏名]

電話番号
 担当者名

印

東京都知事

東京都 保健所長 殿

医薬品販売業許可更新申請書 注意書

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではっきりと書くこと。
- 3 変更内容欄には、次に掲げる事項のうち、この更新申請書を提出する時までに変更のあった事項について、記載すること。
 - (1) 一般販売業の許可を受けた者(卸売一般販売業の許可を受けた者であって、法第26条第3項ただし書きの許可を受けていないものを除く。)にあつては、第141条において準用する第16条第1項各号に掲げる事項
 - (2) 卸売一般販売業の許可を受けた者であつて、法第26条第3項ただし書きの許可を受けていないものにあつては、第141条において準用する第16条第1項第1号及び第3号から第7号までに掲げる事項
 - (3) 第144条第1項に規定する者にあつては、法第26条第3項ただし書きの許可に係る販売先及び販売品目
 - (4) 薬種商販売業、配置販売業及び特例販売業にあつては様式第八十一から様式第八十三までによる許可申請書の記載事項
- 4 前回の許可更新申請時からこの更新申請書を提出する時までに、一般販売業の許可を受けた者(卸売一般販売業の許可を受けた者であつて、法第26条第3項ただし書の許可を受けていないものを除く。)及び一般販売業の管理者以外の当該店舗において薬事に関する実務に従事する薬剤師の住所に変更があつた場合には、変更内容欄の変更事項の箇所に当該薬剤師の氏名を記載の上、前回の許可更新申請時(初めて許可の更新を申請するときは、許可申請時)に申請書に記載した当該薬剤師の住所を同欄の変更前の箇所に、この更新申請書を提出する時の当該薬剤師の住所を同欄の変更後の箇所に記載すること。
- 5 申請者の欠格条項の(1)欄から(4)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄にあつてはその理由及び年月日を、(2)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(3)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を、(4)欄にあつては「ある」と記載すること。
- 6 前回の許可更新申請時(初めて許可の更新を申請するときは、許可申請時)からこの更新申請書を提出する時までに、新たに当該店舗において薬事に関する実務に従事する薬剤師となつた者が一般販売業の許可を受けた者(卸売一般販売業の許可を受けた者であつて、法第26条第3項ただし書の許可を受けていないものを除く。)及び一般販売業の管理者以外の者である場合には、備考欄に、この更新申請書を提出する時の当該薬剤師の氏名及び住所を記載すること。